

令和6年3月1日

登録検査業者  
事業内検査事業所 各位

(公社) 建設荷役車両安全技術協会  
長 崎 県 支 部  
(公 印 省 略)

## 定期自主検査指針改正セミナー開催のご案内

平素より建設荷役車両に係る特定自主検査の適正な実施を通じ、労働災害の防止にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年3月31日付けで厚生労働省によりフォークリフトや車両系建設機械などの定期自主検査指針が改正されました。新指針は、現状に即した検査項目、検査方法及び判定基準に改めた内容となっており、検査員(者)の皆様には指針改正についての理解を深めていただくため、下記の通り指針改正セミナーを開催することといたしました。

つきましては、業務ご多用中のことと存じますが、この機会にぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 日 時   | 令和6年4月25日(木) 9:30~11:30 (受付開始9:00)       |
| 2. 場 所   | 諫早市社会福祉会館2階 (多目的ホール)<br>諫早市新道町948        |
| 3. 内 容   | ① 定期自主検査指針改正のポイント<br>② 特定自主検査記録表の記入のポイント |
| 4. 参 加 料 | <b>無 料</b>                               |
| 5. 定 員   | <b>50 名 (先着順)</b>                        |

※申込が定員を超えた場合は、同日午後より追加開催を予定して  
います。申込状況により午後へ移動していただく場合があります。  
予めご了承ください。午後開催13:30~15:30(受付開始13:00)

- |            |  |
|------------|--|
| 6. 申 込 方 法 | 事前予約制 ※申込締切 令和6年4月12日(金)<br>参加申込書を当支部あてにFAXにてお申込みください。       |
| 7. そ の 他   | 受講票は発行しませんので、当日は参加申込書(受付印済)<br>をご持参ください。<br>また、修了証の発行もありません。 |

以上

## ①定期自主検査指針改正のポイント

定期自主検査指針とは、労働安全衛生法第45条（定期自主検査）の適切かつ有効な実施を図るため、当該機械における定期自主検査の検査項目、検査方法、判定基準等が定められたものです。

今回の改正は、平成27年の車両系建設機械の定期自主検査指針の改正以来、8年ぶりとなります。また、車両系建設機械や高所作業車など5種類の定期自主検査指針全てが同時に改正されるのは初めてのこととなります。

改正の趣旨は、最近の技術革新により、機械等の部品や構造、検査機器等が大きく変化してきていることを踏まえ、機械等の安全を確保する上でより適切かつ合理的な検査方法や判定基準等を取り入れることとしたものです。

厚生労働省では、専門家も交えて技術的な検討及び見直しを行い、新検査指針は、現状に即した検査項目・検査方法・判定基準に改めた内容のものとなりました。

指針改正セミナーでは、検査者の皆様に指針の何処が変わったのかを理解頂けるように、改正箇所のポイントを説明します。



## ②特定自主検査記録表の記入のポイント

令和5年3月31日、労働安全衛生法 第45条 第3項の規定に基づき、フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車の定期自主検査指針が公示されました。

特定自主検査実施の際に使用する検査記録表については、さしあたり現行のものを用いることとなります。

記録表作成支援ソフトについても同様となりますが、「検査箇所」「検査内容」「検査方法」について幾つかの記入方法の変更が必要となりました。

指針改正セミナーでは、検査記録表の記入をどのように行うかを検査者の皆様に理解頂けるよう、記入のポイントを説明します。



(公社) 建荷協 長崎県支部 あて

FAX: 0957-49-8001

\* 受 付 印

# 参加申込書

\*印欄は支部が記入します

## 定期自主検査指針改正セミナー

- 日時：令和6年4月25日(木) 9:30~11:30 (受付開始9:00)
- 場所：諫早市社会福社会館2階 (多目的ホール)

申込日 令和 6 年 月 日

|       |  |
|-------|--|
| 事業所名  |  |
| 所在地   |  |
| 電話番号  |  |
| FAX番号 |  |
| 参加者氏名 |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |

- 当方にて申込書の内容を確認し受付完了しましたら、受付印済の申込書をFAXでご通知いたします。当日受付時、申込書(受付印済)をご提示ください。
- 状況によっては、中止する場合があります。  
その場合には当支部ホームページへ掲載の上、お申込みの事業所へお電話にてご連絡いたします。